

# 高齢者を守る制度とするために ～成年後見制度のこれからを考える～

社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会  
総合支援室長 古川義則

1

## とまこまい成年後見支援センター

- 1、平成28年開設、令和4年度より厚真町、安平町、むかわ町を含めて広域化になる。
- 2、年間相談件数・・・毎年100～120件（相談の累計はしていない）
- 3、地域包括支援センターの地域ケア会議（個別、圏域）には必ず出席している。ケースに権利侵害はあるか？予想されるか？・・・成年後見？日常生活自立支援事業？任意後見？財産管理委任契約？

2

## なぜ参加するのか？

以前は包括、ケアマネ、行政からは「日常生活自立支援事業でお願いしたい」、「後見をお願いしたい」

・・・しかし・・・

どの権利擁護の道具を使うかはこちらが決める。

以前は包括、ケアマネ、行政側の担当者の視点で呼ばれたり、呼ばれなかったりした。・・・これはまずい・・・行政と相談

## 虐待と権利侵害

よくある落とし穴

- 1、虐待認定されないと後見申立てができない。  
権利侵害が起きてるかどうかの問題で、ひどい権利侵害が虐待になる。また虐待の判断は市町村である。
- 2、親族がいるので市町村町申立てができない。  
虐待に関わっていない人申立てができる人がいればよいが、虐待者に支配されている人に申立てはできない。

## 虐待と権利侵害

- 3、後見人が付くと家族がバラバラになる。だから申立てに躊躇してしまう。

権利とは個別性、個人のものであり家族単位で考えるものではない。仮に虐待者と本人を分離したとしても、虐待者を支援（養護者支援）して、家族を再統合していくのも行政、包括の役割である。

## 虐待と権利侵害

- 4、市町村長申立てで、申立て書類がきちんと整わないと申立てができない。

申立て書類は概要であって、揃えられない明白な事情があり裁判所にも理解してもらえないよう説明してあればよい。虐待者から通帳を返してもらえないこともある。手続きを早く進めなければ本人の権利侵害が助長される結果になる。

## 何が権利侵害なのか・・・

権利侵害とは非常に個別性があり、生活者している人によって、何が権利侵害なのかは違う。

また支援者も担当者によって、捉え方が違う。

だから成年後見支援センターが必要になってくる。成年後見支援センターは単に後見の手続き機関ではない。権利侵害を早期に発見するために関係機関と常に連携しながら、申立て支援、後見人支援を行っていく機関である。

7

## 受任調整会議とTMネットワーク会議

受任調整会議・・・弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士

精神保健福祉士、地域包括支援センター社会福祉士

R4年度・・・56件（R4.12月現在）

センターは中立性を保ち、受任職種について意見書を裁判所に提出する。

TM（とま）ネットワーク会議・・・弁護士・センター・市福祉部  
総合福祉課

毎月、弁護士が同席して法律的視点からもケースを検討する。

R4年度・・・35件（R4.12月現在）

8

権利侵害を受けている人は声を出せない、または侵害を受けていることすら知らない

- 1、「後見の相談がない、少ない」というのはニーズを捨てていないか、どのようなことが権利侵害なのかあいまい。
- 2、「自分から裁判所に手続きして欲しい」という人はいない。

9

## 後見事務の誤解

「後見人がつくと通帳を渡さなければならないが、本人はそれは嫌だと言ってるので申立てはできない」

しかし

本人と信頼関係をつくってから預かる。無理に預かることはしない。

10

# 成年後見制度のこれから

## 成年後見制度利用促進計画第2期計画が進行中

「権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤」と定義している。

つまり日常の支援の基盤には「権利擁護」という視点がなければならない。

1	局長	室長	センター長	主幹	主査	主査		担当	合議
月									
5									
日									

令和4年度 法人後見人（監督人）等異動整理簿日計表（とまこまい成年後見支援センター）

	法人後見人等受任				後見等業務終了事由									
	成年後見人	保佐人	補助人	実件数	成年後見人			保佐人			補助人			実件数
					辞任	死亡	その他	辞任	死亡	その他	辞任	死亡	その他	
前日引継	41	36	14	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91
当日異動														
実件数	41	36	14	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91
	法人後見監督人等受任				後見監督人等業務終了事由									
	成年後見人	保佐人	補助人	実件数	成年後見人			保佐人			補助人			実件数
					辞任	死亡	その他	辞任	死亡	その他	辞任	死亡	その他	
前日引継	4	1	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
当日異動	▲1			▲1	1									▲1
実件数	3	1	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5

令和4年度 市民後見人等異動整理簿日計表

	市民後見人等受任				後見等業務終了事由									
	成年後見人	保佐人	補助人	実件数	成年後見人			保佐人			補助人			実件数
					辞任	死亡	その他	辞任	死亡	その他	辞任	死亡	その他	
前日引継	35	21	6	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62
当日異動														
実件数	35	21	6	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62

令和4年度 後見支援員等異動整理簿日計表

	後見支援員等契約				後見支援員等業務終了事由									
	成年後見人	保佐人	補助人	実件数	成年後見人			保佐人			補助人			実件数
					解約	死亡	その他	解約	死亡	その他	解約	死亡	その他	
前日引継	13	14	5	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32
当日異動														
実件数	13	14	5	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32

※支援員登録者数 129人（市外3人含む）

※連絡会会員数 115人

（統計ファイル）

日計表集計者印	
令和5年1月5日	

市民後見人養成講座受講修了者数及び、後見支援員登録者数等（調）（とまこまい成年後見支援センター）

（単位：人）

	苫小牧市	市民後見人	後見支援員	厚真町	安平町	白老町	むかわ町	合計	備考
平成26年度受講生 (内登録者数)	46 (19)	16	4(後見2, 保佐2)	4	4	6	16	76 (19)	
平成28年度受講生 (内登録者)	29 (17)	11	3(後見1, 保佐2)	2		1		32 (17)	
平成29年度受講生 (内登録者)	7 (7)	9	(0)		3			10 (7)	
平成30年度受講生 (内登録者)	16 (14)	12	3(後見1, 保佐1, 補助1)					16 (14)	
令和元年度上期 (内登録者)	19 (14)	12	3(後見2, 保佐1)					19 (14)	
令和元年度下期 (内登録者)	6 (6)	2	1(補助1)		1			7 (6)	
令和2年度上期 (内登録者)	4 (3)	0	(0)					4 (3)	
令和2年度下期 (内登録者)	18 (18)	0	12(後見4, 保佐5, 補助3)					18 (18)	
令和3年度上期 (内登録者)	14 (9)	0	1(保佐1)	1 (1)		2 (2)		17 (12)	
令和3年度下期 (内登録者)	7 (6)	0	2(後見2)					7 (6)	
令和4年度上期 (内登録者)	14 (12)	0	3(後見1, 保佐2)					14 (0)	
令和4年度3町 (内登録者)	0 (0)	0			6		3	9	
合計 (内登録者)	180 (125)	62	32(後見13, 保佐14, 補助5)	7 (1)	14	9 (2)	19	229 (116)	

R5. 1. 5現在  
統計ファイル

※市民後見人受任者数:62人(成年後見人35人、保佐人21人、補助人6人) 但し、実人数30人

※市民後見人死亡終了人数:17人

※法人後見受任者数:91人(成年後見41人、保佐36人、補助14人)

※後見支援員活動中:32人(成年後見13人、保佐人14人、補助5人) 但し、実人数29人

※法人後見監督人受任者数:5人(市民後見人2人、親族後見人1人、保佐人1人、補助人1人)

※法人後見死亡終了人数:40人

※法人後見辞任終了人数:46人